

どうかんがえる？

「敵基地攻撃」・改憲

実力？戦力？

軍事費
世界3位？

反撃能力？

「安保関連3文書」の 何が問題なのでしょう

清水雅彦（日本体育大学／憲法学）

2022年12月、岸田政権はいわゆる「敵基地攻撃」を可能にし、大軍拡を目指す「安保関連3文書」（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）を閣議決定しました。「朝鮮や中国・ロシアは『脅威』だから必要!」、
でしょうか。一緒に考えてみましょう。

まず、これまで政府は、憲法9条が戦力の保持を禁じているので、「自衛のための必要最小限度の実力」なら保持でき、**自衛隊は「実力」にすぎないから合憲**だと説明してきました。また、自衛隊の海外派兵の禁止、専守防衛、集団的自衛権行使の否認、防衛費のGNP比1%枠といった他国の軍隊とは異なるという9条に基づく制約も作ってきました。

しかし、安倍政権の下で限定的な集団的自衛権の行使が可能になります。さらに、**今回の「安保関連3文書」では、「反撃能力」（「敵基地攻撃（能力）」の言い換え）の保有をうたっています。**しかし、「反撃」といっても「先制攻撃」になる可能性があり、従来の専守防衛に反します。「先制攻撃」にならなくても、従来の海外派兵の禁止にも反します。

また、「安保関連3文書」では**2027年度に防衛費をGDP比2%**にするとしています（2022年度当初予算で5.4兆円なので、約11兆円になります）。そうすると、**日本は防衛費・軍事費で世界第3位**の国になり、とても「実力」とはいえないレベルになります。従来の政府の立場からしても、とても説明できるものではありません。

さらに、**今回の決定方法もひどい**です。主権者国民（憲法前文及び1条）を代表する議員から組織される**国会（憲法43条）で審議すべきなのに、臨時国会閉会後の閣議決定だけで決めてしまった**のです。これは民主主義・立憲主義に反する行為といえます。

今後、日本が朝鮮・中国・ロシアへの「敵基地攻撃」に踏み切ったらどうなるのでしょうか。相手国が原発を攻撃するかもしれませんし、核兵器を使うかもしれません。**今、必要なのは、軍事による国家の安全保障ではなく、人間の安全保障**ではないでしょうか。東アジアで日米韓・朝鮮・中国・ロシアとの安全保障の枠組を作ることが求められています。

Do-KANGAERU? Do THINK!

憲法9条

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

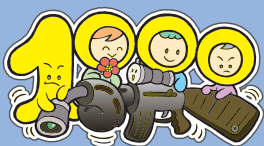
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

専守防衛

「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。」（『令和4年版 防衛白書』）

限定的な集団的自衛権

従来、政府は集団的自衛権（X国から攻撃を受けたY国と同盟関係にあるZ国が、X国から攻撃を受けていないのにY国を防衛するためにX国を攻撃する権利）を行使できないとしてきましたが、安倍政権は2014年の閣議決定と2015年の戦争法で日本と密接な関係にある他国が攻撃され、日本の存立危機事態に行使可能としました。



戦争をさせない
1000人委員会
Anti-War Committee of 1000

改憲やってる
場合じゃない!

くわしくは <http://www.anti-war.info/shomei/>

平和といのちを大切にする
政治へと変えるため、
署名へのご協力を!



どうかんがえる？

「敵基地攻撃」・改憲

選挙ナシ？

行政監視？

緊急事態？

緊急事態の際の 国会議員の任期延長に関する 憲法改正論議

飯島滋明（名古屋学院大学／憲法学・平和学）

2022年10月3日から12月10日の臨時国会。この臨時国会の衆議院憲法審査会では、緊急事態に際しての国会議員の任期延長のための憲法改正論議がされました。いまの憲法では「衆議院議員の任期は、4年」（45条）、「参議院議員の任期は、6年」（46条）と定められています。しかし大規模自然災害、テロ・内乱、感染症まん延事態、国家有事・安全保障事態の事態等が発生し、**適正な選挙の実施が困難な場合、政府の判断と国会承認により、国会議員の任期を延長できるようにするというのが「緊急事態の際の国会議員の任期延長」の憲法改正論議です。**

自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党、有志の会の改憲5会派は、**国会機能の維持（立法機能、行政監視機能）のため、緊急時の国会議員の任期延長の憲法改正が必要と主張**しています。ところで国会は立法機能や行政監視機能を適切に果たしてきたのでしょうか？ 最近もコロナ感染は大変な状況ですが、国会は市民の生命や生活を守るための適切な法律を制定してきたのでしょうか？ 国会は政府の問題行動、たとえば2017年の森友学園問題やコロナに関する政治についての行政監視を適切に果たしてきたのでしょうか？

いまの国会は立法機能や行政監視を適切に果たしていません。市民のための仕事をしない国会議員たちを選挙もせずその地位に留ませるための憲法改正、私たちは認めるのでしょうか？

Do-KANGAERU? Do THINK!

衆議院憲法審査会での 審議状況について

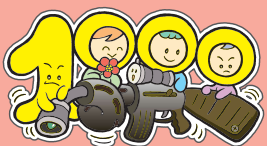
2022年11月17日、衆議院憲法審査会で北側一雄議員は「今日も、緊急事態における任期延長につきまして、多くの会派の委員の方々が、その必要性について方向性がかなり共有されているなということを実感いたしております。先の通常国会そしてこの臨時国会で、この緊急事態条項については相当議論もなされ、具体的な論点についてもほぼ出尽くしている」と発言しています。

政治家に都合の良い 任期延長がなされます

改憲5会派の国会議員たちは、憲法で定められた任期を法律で変えられないと主張します。確かにそうですが、だったら2021年10月31日の衆議院選挙、2017年10月22日の衆議院選挙からは「4年」を超えています。「不人気の〔菅〕首相を交代させて選挙戦を有利に進めたい自民党の党利党略により、憲法を軽視するような異例の事態」（『東京新聞』2021年9月22日付〔電子版〕）と批判されています。「国会議員の任期延長の憲法改正」が実現すれば、政治家の都合で任期が決められる危険性があります。

国会議員の任期延長の改憲論も 議論が不十分です。

項目1で紹介したように、たとえば北側議員は「議論が出尽くした」と発言しています。ところが2022年12月7日、参議院の憲法審査会では、衆議院憲法審査会の議論が十分でないことが明らかになりました。衆議院憲法審査会の改憲5会派の国会議員たちは今の憲法が改正される際の議論も調べず、公選法や国会法改正で対応できないかの議論もしていません。適切な調査や議論もしない国会議員を選挙もせずその地位に留めても良いのでしょうか？ 選挙もせずに国会議員のままでいさせることが「民主主義」でしょうか？



戦争をさせない
1000人委員会
Anti-War Committee of 1000

改憲やってる
場合じゃない!

くわしくは <http://www.anti-war.info/shomei/>

平和といのちを大切にする
政治へと変えるため、
署名へのご協力を!

